

週休2日工事（発注者指定型）特記仕様書【土木工事】

この仕様書は週休2日対象工事（発注者指定型）に適用する。受注者は、次項（1）から（9）までを実施するものとする。

（1）週休2日工事の定義

工事着手日（※1）を第1始期日とした4週（28日）のうち8日間以上の休日を確保する工事をいう（（2）に示す①）。

休日は原則として、土曜日、日曜日とする。また、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日数に含めるものとする。

なお、（2）に示す②4週7休相当及び③4週6休相当の休日の確保状況についても、週休2日工事として取り扱う。

（2）休日の確保状況

休日の確保状況は、次のとおりとする。

①4週8休相当 休日の確保が8日/28日(28.5%)以上の場合

②4週7休相当 休日の確保が7日/28日(25%)以上8日/28日未満の場合

③4週6休相当 休日の確保が6日/28日(21.4%)以上7日/28日未満の場合

（3）週休2日工事の実施の記載

受注者は、施工計画書に週休2日工事を実施する旨を記載する。

（4）休日の設定

1) 受注者は、工事着手日から現場施工が完了する日（後片付け期間は含まない）までの期間において4週8休相当の休日を設定し、工事着手前までに書面（様式自由）で監督員へ提出する。

2) 静岡県内の公共工事において第2、第3、第4土曜日（令和5年4月～9月）、毎週土曜日（令和5年10月～）を一斉休工とする“ふじ丸デー”の取組みを実施するため、そのことに配慮すること。

3) 受注者は、工事着手前までに休日を現場内に掲示して、工事関係者が休日等の予定をたてやすくなるように努めること。ただし、資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等にかかる建設工事の請負契約に該当しない関係者等については対象としない。

（5）災害対応時等の措置

受注者は、降雨、降雪等による予定外の休日に伴って休日を変更する場合のほか、地元対応や関係機関からの要請、災害対応等により、やむを得ず休日を変更する場合は、予定が確定した時点で速やかに再設定し、工事関係者への周知を図ること。

また、再設定した休日を速やかに書面（様式自由）で監督員へ提出する。

(6) 実施内容の報告

受注者は、休日を確保した結果について、対象期間（各始期日から28日間）と休日を明確にして、各対象期間後7日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）に書面（様式自由）で監督員へ提出する。

(7) 経費の補正

当初の予定価格において、それぞれの経費に以下に掲げる①4週8休相当の補正係数を乗じた補正を行うものとする。また、市場単価については、別表1、2に示す補正係数を乗じた市場単価とする。（各補正係数は、「静岡県 週休2日推進工事積算要領」に準拠し設定を行う。）

なお、休日の確保状況を確認後、4週8休相当に満たない場合は、休日の確保状況に応じた以下に掲げる補正係数による補正での変更契約を行い、4週6休相当に満たない場合は、当初の補正分を減額して変更契約を行う。

	休日の確保状況	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費		現場管理費	
					農地工事のみ		農地工事のみ
①	4週8休相当	1.05	1.04	1.04	1.05	1.06	1.07
②	4週7休相当	1.03	1.03	1.03	1.04	1.04	1.05
③	4週6休相当	1.01	1.01	1.02	1.03	1.03	1.04

※港湾・漁港工事においては、4週8休相当のみを補正対象とし、共通仮設費の補正係数は1.02、現場管理費の補正係数は1.03とする。

(8) 工事現場への明示

受注者は、工事現場において公衆の見やすい場所に、『本工事は、建設業のワークライフバランスを推進する週休2日工事』である旨を明示すること。

(9) 工事成績評定

週休2日工事を実施した結果、休日の確保状況が4週8休相当である場合は、工事成績の加点対象とする。

(補足)

- ・実施にあたっては、『静岡市建設工事の担い手確保・育成事業に関するQ&A』を参考にすること。
 - ・上記については、市ホームページ（静岡市トップ>事業者向け>公共事業の技術政策>工事関係様式>施工条件明示事項に関連する特記仕様書等）に掲載。
- ※1 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手する日をいう。

別表 1

工種	区分	補正係数		
		4週6休相当	4週7休相当	4週8休相当
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

(港湾工事)

別表 2

工種	補正係数
	4週8休相当
底面工	1.04
マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.01
支保工	1.05
足場工	1.03
鉄筋工	1.05
吊鉄筋工	1.05
型枠工	1.04
コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.05
コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.05
止水板工	1.05
上蓋工	1.05
伸縮目地工	1.03
係船柱取付	1.05
防舷材取付	1.05
車止・縁金物取付	1.05
係船柱撤去	1.05
防舷材撤去	1.05
車止撤去	1.05
電気防食取付	1.05
防砂目地板取付工（陸上施工）	1.05
防砂目地板取付工（水中施工）	1.04
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.04
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.04
ペトロラタム被覆	1.05
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.05
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.05
かき落とし工	1.05
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
汚濁防止枠設置・撤去	1.03
灯浮標設置・撤去	1.04
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.01
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.05
異形ブロック製作 型枠工	1.05
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.05

週休2日工事（受注者希望型）特記仕様書【土木工事】

この仕様書は週休2日対象工事（受注者希望型）に適用する。週休2日工事を実施する場合、受注者は、次項（1）から（9）までを実施するものとする。

（1）週休2日工事の定義

工事着手日（※1）を第1始期日とした4週（28日）のうち8日間以上の休日を確保する工事をいう（（2）に示す①）。

休日は原則として、土曜日、日曜日とする。また、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日数に含めるものとする。

なお、（2）に示す②4週7休相当及び③4週6休相当の休日の確保状況についても、週休2日工事として取り扱う。

（2）休日の確保状況

休日の確保状況は、次のとおりとする。

①4週8休相当 休日の確保が8日/28日(28.5%)以上の場合

②4週7休相当 休日の確保が7日/28日(25%)以上8日/28日未満の場合

③4週6休相当 休日の確保が6日/28日(21.4%)以上7日/28日未満の場合

（3）週休2日工事の実施の有無

受注者は、週休2日工事の実施の有無を決定し、実施する場合は、施工計画書提出前までに発注者に対して実施する旨を協議し、承諾を受けるものとする。また、施工計画書に週休2日工事を実施する旨を記載する。

（4）休日の設定

1) 受注者は、工事着手日から現場施工が完了する日（後片付け期間は含まない）までの期間において4週8休相当の休日を設定し、工事着手前までに書面（様式自由）で監督員へ提出する。

2) 静岡県内の公共工事において第2、第3、第4土曜日（令和5年4月～9月）、毎週土曜日（令和5年10月～）を一斉休工とする“ふじ丸デー”の取組みを実施するため、そのことに配慮すること。

3) 受注者は、工事着手前までに休日を現場内に掲示して、工事関係者が休日等の予定をたてやすくなるように努めること。ただし、資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等にかかる建設工事の請負契約に該当しない関係者等については対象としない。

（5）災害対応時等の措置

受注者は、降雨、降雪等による予定外の休日に伴って休日を変更する場合のほか、地元対応や関係機関からの要請、災害対応等により、やむを得ず休日を変更する場合は、予定が確定した時

点で速やかに再設定し、工事関係者への周知を図ること。

また、再設定した休日を速やかに書面（様式自由）で監督員へ提出する。

(6) 実施内容の報告

受注者は、休日を確保した結果について、対象期間（各始期日から28日間）と休日を明確にして、各対象期間後7日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）に書面（様式自由）で監督員へ提出する。

(7) 経費の補正

休日の確保状況を確認後、休日の確保状況に応じた以下に掲げる補正係数による補正での変更契約を行う。また、市場単価については、別表1、2に示す補正係数を乗じた市場単価とする。（各補正係数は、「静岡県 週休2日推進工事積算要領」に準拠し設定を行う。）

	休日の確保状況	労務費	機械経費	共通仮設費		現場管理費	
			(賃料)		農地工事のみ		農地工事のみ
①	4週8休相当	1.05	1.04	1.04	1.05	1.06	1.07
②	4週7休相当	1.03	1.03	1.03	1.04	1.04	1.05
③	4週6休相当	1.01	1.01	1.02	1.03	1.03	1.04

※港湾・漁港工事においては、4週8休相当のみを補正対象とし、共通仮設費の補正係数は1.02、現場管理費の補正係数は1.03とする。

(8) 工事現場への明示

受注者は、工事現場において公衆の見やすい場所に、『本工事は、建設業のワークライフバランスを推進する週休2日工事』である旨を明示すること。

(9) 工事成績評定

週休2日工事を実施した結果、休日の確保状況が4週8休相当である場合は、工事成績の加対象とする。

(補足)

- ・実施にあたっては、『静岡市建設工事の担い手確保・育成事業に関するQ&A』を参考にすること。
 - ・上記については、市ホームページ（静岡市トップ>事業者向け>公共事業の技術政策>工事関係様式>施工条件明示事項に関連する特記仕様書等）に掲載。
- ※1 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手する日をいう。

別表 1

名称	区分	補正係数		
		4週6休相当	4週7休相当	4週8休相当
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

(港湾工事)

別表 2

工種	補正係数
	4週8休相当
底面工	1.04
マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.01
支保工	1.05
足場工	1.03
鉄筋工	1.05
吊鉄筋工	1.05
型枠工	1.04
コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.05
コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.05
止水板工	1.05
上蓋工	1.05
伸縮目地工	1.03
係船柱取付	1.05
防舷材取付	1.05
車止・縁金物取付	1.05
係船柱撤去	1.05
防舷材撤去	1.05
車止撤去	1.05
電気防食取付	1.05
防砂目地板取付工（陸上施工）	1.05
防砂目地板取付工（水中施工）	1.04
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.04
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.04
ペトロラタム被覆	1.05
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.05
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.05
かき落とし工	1.05
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
汚濁防止枠設置・撤去	1.03
灯浮標設置・撤去	1.04
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.01
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.05
異形ブロック製作 型枠工	1.05
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.05

特記仕様書

快適トイレ設置について

(1) 適用

この仕様書は、建設現場の環境改善につながる快適トイレを設置する工事に適用する。

(2) 快適トイレの仕様

①快適トイレに求める機能及び備品は下記のとおりとする。

(ア)洋式便座

(イ)便座除菌シート等の衛生用品

(ウ)水洗（簡易水洗、し尿処理装置付きも含む）

(エ)臭い逆流防止機能付き（フラッパー機能）

（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること）

(オ)容易に開かない施錠機能（二重ロック等）

（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの）

(カ)照明設備（電池式可）

（夜間工事や現場が暗い等の支障がなければ設置しなくても良い）

(キ)衣類掛け等のフック付、又は荷物置き場の設備機能（耐荷重5kg以上）

(ク)鏡付きの洗面台

②女性専用快適トイレに求める機能及び設備は下記のとおりとする。

(ケ)上記(ア)～(ク)までの機能及び備品

(コ)男女別明確な表示

(サ)出入りの様子が見えない対応(別方向入口や目隠し等)

(シ)サンタリーボックス

(3) 受注者希望による実施

受注者は、快適トイレ設置工事に指定されていない工事においても、監督員と受注者の協議により実施することができるものとし、「工事請負契約における設計変更ガイドライン 7. 設計変更が可能なケース 3」に基づき設計変更の対象とする。

静岡市建設現場セクハラ・パワハラ撲滅運動行動指針

(STOP ハラスメント運動)

(1) 目的

国土交通省は、建設現場の就業環境改善等により、女性が活躍できる建設業の実現や若者の建設業への入職を促す取組みを実施している。この考えに鑑み、静岡市では、建設現場のパワーハラスメントやセクシャルハラスメントを撲滅し、女性や若者が就労しやすい環境づくりを推進している。

(2) 対象工事

静岡市が発注する建設関連工事を対象とする。

(3) 受注企業の義務

建設業の担い手確保・育成と公共工事の品質向上を念頭に置き、建設現場のコミュニケーションの向上を図り、誰もが働きやすい建設現場となるように努力する義務を負う。

(4) 実施事業

下記事業について実施し、建設現場の就労者にどういった事象がハラスメントなのかを理解させることを目標とする。また、大規模工事（請負代金額1億円以上）については、①～⑤のすべてを、それ以外の工事については①～③を実施する。

- ①セクハラ・パワハラ防止活動の実施
- ②現場事務所等にポスターの掲示
- ③セルフチェック表の配布
- ④建設現場に相談窓口の設置
- ⑤受注会社に相談員を置く

(5) 対象者

静岡市が発注した建設工事現場で就労している全就労者（元請け、下請けの区別なし）

(6) 実施内容（履行必須）

①セクハラ・パワハラ防止活動

月に1度程度、建設現場で実施される朝礼等を利用し、教育資料を配布し、リーフレットを朗読するなどの研修会を実施し、就労者にパワーハラスメントやセクシャルハラスメントを理解させる。

②ポスターの掲示

セクハラ・パワハラ防止を目的とした啓発ポスター（※1）を現場事務所や職員休憩室等に掲示する。ポスターについては市が用意した物を利用しない事ができる。

③セルフチェック表の配布

配布対象や配布方法については自由。様式は（※1）を参照のこと。

④建設現場に相談窓口の設置

相談窓口のポスター（※1）を現場事務所や職員休憩室等に掲示し、相談窓口を設置すること。ポスターについては市が用意した物を利用しない事ができる。

⑤相談員

受注会社に相談員を置き現場の相談に対応する。相談員への教育については、受注会社が厚生労働省の情報提供等を利用し実施する。

⑥実施内容の報告

受注者は、実施内容の状況を写真で撮影し、監督員へ報告するものとする。

※1 啓発ポスター、セルフチェック表、相談窓口のポスター等については、市ホームページ（静岡市トップ>事業者向け>公共事業の技術政策>建設業の担い手確保・育成事業）をご覧ください。

(7) 配布資料等

①事業の効率化のために資料を加筆訂正することや代替資料を使用する事を認める。

②市が用意した資料は最低限であるので、独自に資料を作成し教育プログラムを実施することや専門家による研修等の開催なども推奨する。

(8) 推奨される企業の体制作り

①推進体制の整備

パワーハラスメント対策を具体的に推進する組織として「防止対策委員会」のような体制を整備する。

②基本方針の明確・明文化

企業として「職場のパワーハラスメントは許さない」という方針を企業トップのメッセージとして打ち出し、就業規則等への規定などパワーハラスメント防止のルールを明確にさせ、その旨を建設現場にも周知させる。

③社内や建設現場の実態を把握

従業員や入職者へのアンケート調査やヒアリングなどで社内の実態を分析し、自社や建設現場のハラスメント対策の方向性や課題を把握する。

④相談・苦情処理体制の整備

パワーハラスメントの問題は、予防対策をしっかりとり未然に防ぐことが第一であるが、発生してしまった場合の対応として相談・苦情処理体制を整備しておくこと。

⑤従業員や入職者への教育・周知・啓発

従業員だけでなく、入職者への教育・周知・啓発に心掛けること。

特記仕様書（土木工事編）

建設業のイメージアップについて

(1) 総括基準

- ①この仕様書は、イメージアップ（現場環境改善）に要する費用を計上している工事に適用する。イメージアップ経費は建設業のイメージアップ活動に充当するものであり、地域や一般社会の建設業に対するマイナスイメージを払拭することによって、建設業の担い手確保・育成および健全な発展、さらには公共事業の円滑な執行に資することを目的とする。受注工事の施工に際しては、監督員と協議して適正なイメージアップ計画を策定し実施するものとする。
- ②具体的な内容、実施時期を施工計画書に記載し、監督員と協議して決定するものとする。実施する内容は（2）技術基準によるものとする。
- ③受注者は、工事完了後、履行が確認できる資料を完成図書に添付し提出すること。
なお、資料の様式は、次の市ホームページからダウンロードして使用すること。
静岡市トップ>事業者向け>公共事業の技術政策>工事関係様式>施工条件明示事項に関連する特記仕様書等

(2) 技術基準

イメージアップの実施については、『静岡市建設工事共通仕様書』第1編1-1-29第9項及び以下に基づいて履行するものとする。

イメージアップは、別表1の内容の内、原則として各計上費目に1内容ずつ（いずれか1計上費目のみ2内容）の合計5項目以上を実施するものとする。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ただし、別表1の安全関係3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策を選択した場合は、「土木工事における熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づく現場管理費の補正の対象外とする。

なお、イメージアップの具体的な内容は、すでに一般化している美装化などしないこと。

別表 1

計上費目	実施する内容
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス (交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 (警報器等) 3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板 (各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催 (イベント等の実施含む) 6. 見学所 (インフォメーションセンター) の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等 (地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献

・以下項目に係るイメージアップは、受注者が自主的に判断し、自らの負担で実施することを原則とする。

- ・作業服
- ・室内装飾品等

・柵等図柄、規格等

バリケード等を一般交通の用に供する場所に設置する場合は、バリケード等の設置目的を損なわないこと。

参考図書：「建設工事公衆災害防止対策要綱の解説 (土木工事編)」